

広島県告示第866号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成24年11月15日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成24年11月7日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市土地開発公社

(2) 代表者の氏名

理事長 原 田 忠 明

3 埋立区域

(1) 位置

廿日市市下平良二丁目1317番3から同1317番14を経て同市木材港南1330番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域

① の地点 廿日市市本町2番13の国土地理院四等三角点「廿日市小学校」
(北緯34度21分09秒2611, 東経132度20分10秒4202, 標高13.28m)

	から	184度56分45秒	572.25mの地点
② の地点	① の地点から	149度19分38秒	9.32mの地点
③ の地点	② の地点から	239度47分42秒	2.00mの地点
④ の地点	③ の地点から	149度19分22秒	6.86mの地点
⑤ の地点	④ の地点から	59度02分10秒	2.04mの地点
⑥ の地点	⑤ の地点から	149度05分06秒	152.19mの地点
⑦ の地点	⑥ の地点から	152度31分44秒	106.66mの地点
⑧ の地点	⑦ の地点から	245度18分17秒	229.26mの地点
⑨ の地点	⑧ の地点から	335度10分44秒	273.91mの地点

(3) 面積

60,198.08平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成20年8月7日 広島県告示第676号

(平成20年 7 月29日付け指令港管第84号で免許)

5 法第22条第 3 項の市町名

廿日市市